

釜石・大槌地域保健医療推進会議設置要領

(設置)

第1条 釜石保健医療圏における保健・医療・福祉・介護の連携、及び岩手県保健医療計画を推進するため、釜石・大槌地域保健医療推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県保健医療計画に関すること。
- (2) 地域医療構想に関すること。
- (3) 前各号に順ずる重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる団体等の推薦を受けた者（以下「委員」という。）で組織し、岩手県釜石保健所長が任命する。

- (1) 一般社団法人釜石医師会
- (2) 釜石歯科医師会
- (3) 釜石薬剤師会
- (4) 公益社団法人岩手県看護協会釜石地区支部
- (5) 釜石・大槌地域に所在する病院
- (6) 釜石広域介護支援専門員連絡協議会
- (7) 釜石リハビリテーション療法士会
- (8) 釜石大槌地区行政事務組合消防本部
- (9) 釜石市
- (10) 大槌町
- (11) 医療保険者
- (12) 住民代表
- (13) その他保健・医療・福祉・介護に関する団体等

2 前項の団体のほか、会長が必要と認めた者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長、副会長)

第5条 推進会議に委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を行う。

4 副議長は、議長が議事の内容に関して直接の利害関係者に該当することについて、議長から申し出があった場合又は委員の過半数が当該利害関係者に該当することを認めた場合は、当該議事に関し、議長の職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席が無ければ開くことができない。

3 議長は委員の代理を認めることができる。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、会議の所掌事項に関し必要があると認めるときは、第3第2項に定める者以外の者の出席を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、患者情報や医療機関の経営に関する情報その他保健所長が非公開とすべき情報と認めるものを取り扱う場合は、非公開とする。

7 会議における協議の内容は前項の場合を除き、岩手県のホームページにおいて公開する。

8 議長は、地域医療構想実現のための関係者の合意事項について、必要に応じ、当該関係者が署名押印した確認書を作成することができる。

(部会)

第7条 推進会議には、必要に応じ、会議の承認を得て部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は部会を主宰し、会議の議長となる。

5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、前条第6項の非公開とすべき情報その他職務上知り得た秘密（以下「秘密」という。）を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 委員は、不正の利益を得る目的、関係者に損害を加える目的その他の不正な目的で秘密を不正に使用し、又は開示する行為を行ってはならない。

(庶務)

第9条 会議に関する庶務は、岩手県釜石保健所において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年7月7日から施行する。

附 則

第4条の規定に関わらず、最初の委員の任期については、任命された日から平成31年3月31日までとする。

附 則

この要領は、令和3年3月25日から施行する。

釜石・大槌地域保健医療推進会議委員名簿

区 分	所 属	職 名	備 考
医療関係団体の代表	一般社団法人釜石医師会	会 長	
	釜石歯科医師会	会 長	
	釜石薬剤師会	会 長	
	公益社団法人岩手県看護協会釜石地区支部	支部長	
地域医療を提供する医療機関等	岩手県立釜石病院	院 長	
	岩手県立大槌病院	院 長	
	国立病院機構釜石病院	院 長	
	医療法人楽山会 せいてつ記念病院	院 長	
	医療法人仁医会（財団） 釜石厚生病院	院 長	
	医療法人仁医会（財団） 釜石のぞみ病院	院 長	
介護支援等関係団体	釜石広域介護支援専門員連絡協議会	会 長	
	釜石リハビリテーション療法士会	会 長	
救急搬送関係機関	釜石大槌地区行政事務組合消防本部	消防長	
保健・医療・福祉サービスを担う行政機関	釜石市	保健福祉部長	
	大槌町	健康福祉課長	
	社会福祉法人釜石市社会福祉協議会	事務局長	
	NPO法人釜石・大槌地域医療連携推進協議会	事務局長	
医療保険者	岩手県保険者協議会から推薦を受けた者		
住民代表	岩手県立釜石病院ボランティア 鈴の会	会 長	

釜石・大槌地域保健医療推進会議 病院等部会 構成員（団体）

所 属
一般社団法人釜石医師会
岩手県立釜石病院
岩手県立大槌病院
国立病院機構釜石病院
医療法人楽山会 せいてつ記念病院
医療法人仁医会（財団） 釜石のぞみ病院
医療法人仁医会（財団） 釜石厚生病院
釜石市
大槌町
岩手県釜石保健所